

2-1 いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の役割

児童支援教諭・いじめ対策専任教諭は、職員の共通理解を図り、連携していじめ対策に取り組めるよう、コーディネーターを務め、いじめ問題を解決するに当たり、担任を支援する。

主な業務は①いじめ未然防止、②いじめの早期発見、③いじめ対応の3点である。これら教諭は授業時数を週当たり10時間程度担当している。

① いじめ未然防止

- ・ いじめに関わる様々な情報を教職員に提示したり、研修会を開いたりして、教職員のいじめ対応力を高める。
- ・ 道徳の時間やコミュニケーショントレーニングの進め方などについて、学級担任に提示する。
- ・ 情報モラル教育やインクルーシブ教育を推進する。
- ・ 児童生徒会活動等を通じて、児童生徒を主体としたいじめ未然防止策を指導する。
- ・ 児童生徒が考案したいじめスローガンやいじめ防止キャラクター等を、図案にしたりバッジに作成したりする。
- ・ いじめゼロキャンペーンを実施する。
- ・ いじめ防止の取組をおたより等にまとめ、保護者や地域に発信する

② いじめの早期発見

- ・ 授業中、休み時間、放課後等にこまめに校内を巡視し、児童生徒の人間関係を把握する。気になる動きがあった場合は、当該学年の教諭に情報を提供する。
- ・ 各学年の生徒指導担当者との情報交換を通じて、児童生徒の人間関係の変化やいじめにつながる恐れのある動きを把握する。
- ・ アンケートを定期的に実施し、記録する。いじめと思われる記述があった場合は、当該学年の教諭と対応策を検討する。
- ・ 養護教諭、スクールカウンセラー等との情報交換を密にし、いじめに係る情報の収集に努める。
- ・ 登下校の様子を見守ったり、地域内を定期的に巡回したりして、学校外での児童生徒の様子を把握する。あわせて、地域の方々との連携を深め、いじめに係る情報を得やすくする。
- ・ 教育相談を計画し、実施後、いじめにつながる情報をまとめ、対策を検討する。

③ いじめ発生時

- ・ いじめを受けた児童生徒が安心して学校生活を送ることができる体制を整え、その動きを職員に指示する。
- ・ いじめを受けた児童生徒、その保護者、目撃者等から得られた情報を整理する。
- ・ ケース会議を開き、いじめに関わった児童生徒への聞き取り方法や今後の進め方を検討し、職員の共通理解を図る。
- ・ いじめを受けた児童生徒の心のケアの進め方を関係職員に指示する。
- ・ 保護者への連絡の仕方を検討し、学級担任に指示する。
- ・ 新たな情報が得られるたび、情報を整理する。事実にくい違いがある場合は、追加調査の方法を検討し、職員に指示する。
- ・ 教育委員会や外部機関に報告し、協力を得たり対応策を修正したりする。
- ・ いじめに関わった児童生徒に反省を促し、いじめを受けた児童生徒に反省の気持ちを伝え、関係を改善するための指導方法を職員に指示する。指導状況を適宜把握し、必要に応じて指導方法を見直し、児童生徒の関係修復を進める。
- ・ 関係修復がなされた後も、関係児童生徒の様子を把握し、再発防止に努める。
- ・ いじめに係る指導記録を作成する。